

宗教法人法の改正とその運用上の問題点

安武 敏夫
(龍谷大学名誉教授 弁護士)

はじめに

平成七年一二月八日に、宗教界に賛否両論いろいろな論議を呼んだ宗教法人法の改正法が国会で成立しました。そしてこの改正された宗教法人法は平成八年九月一五日に施行されました。宗教法人法の改正問題のきっかけになったのは、いうまでもなくオウム真理教問題です。それにこれまでに問題なり続けてきた霊感商法を行っているカルトに対する社会の批判が問題の出発点になったこともご承知のとおりです。本稿では、今回の改正問題の是非をめぐる論点は別にして、改正条文の主要なものについて、まず条文を紹介し、そのうえで宗教法人たる寺院としてどのように対処しなければならないかについて解説をおこない、検討してみたいと思います。

一 所轄庁について

1 改正第五条 「宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

② 次に掲げる宗教法人にあっては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部大臣とする。

- 一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人
- 二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

2 解説 この問題は、結局一都道府県で宗教法人の設立の認証を受けながら、その活動範囲が二以上の多府県に及ぶ宗教法人の所轄庁をどうするかという問題で、靈感商法や霊視商法を行っているカルトを念頭に置いての改正です。

宗教法人審議会が、平成七年九月二十九日に、文部大臣に提出しました「報告」は、「現在、都道府県知事が所轄庁となっている、二以上の都道府県で活動を行う宗教法人については、所轄庁以外の都道府県で問題が生じた場合の対応など、一都道府県知事が所轄にするには無理があり、所轄庁が宗教法人法上期待されている責任を適切に果たすことができるようにするという観点及び国と都道府県との適切な役割分担という観点からも、文部大臣が所轄庁となるのが適当であると考えられます。」と報告しています。

ところでこの問題は、本来、靈感商法や霊視商法を全国各地で宗教の布教の名のもとに行っているカルトを規制するべきだという世論に因應するためのものだといつてもいいでしょう。ところが現実これが改正されようとする、問題になるのが「二以上の都道府県で活動を行う」ということをどのように条文の上で規定するか、つまり二都道府県以上で「宗教活動」を行っているかどうかを認定するための要件をどのように規定するかが問題になります。結局、改正法は「他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人」というように境内建物という物理

的条件でこれを規定したのです。別の言い方をしますと、宗教活動の存否等宗教上の事項による場合には、対象となる特定の宗教団体が二以上の都道府県で活動を行っているとの認定が困難になることを懸念してか、あるいは宗教に関する憲法原則との関係（憲法二〇条の信教自由や政教分離原則）からか、布教とか伝道とかいう宗教上の行為ではなくて、簡単に認定し易い「境内建物」という物理的なことを要件にしたのです。そうなりますと問題が別になり、条文解釈の上で次のような問題がでてきます。

第一に、ある宗教法人が他府県に所有している建物が本条に規定する「境内建物」に該当するかどうか問題になります。逆な言い方をしますと、たとえ他府県に建物を所有していてもそれが「境内建物」に該当しなければ本条には該当しないことになります。しかしながら、該当するかどうかの認定は、結局所轄庁の判断に任せることになります。多分文部省の方でこの認定基準を統一するものと思います。

第二に、この条文が一般寺院にとっては、大変厄介な問題を持ち込むことになりました。それは一般寺院（ここではいわゆる被包括の単位法人・末寺を念頭において説明します）が布教のために、他府県に布教所や別院を持った場合です。このように純然たる布教のためにそれらの施設を所有した場合でも、それが他府県に存在する以上（たとえそれが常に行き来する隣村であつても）、それは本条の第二項一号に該当することになり、その単位法人たる寺院の所轄庁は文部大臣というこなになります。これは寺院から見れば、はなはだ厄介なことです。しかしこのように改正された以上はそのように解さざるを得ないことになります。実際上の問題としては、現在の当該寺院の所轄庁に具体的に指導を受ける方がいいでしょう。

第三に、いま単位法人たる甲寺院（住職A）が三男Bの将来を考えて、あるいは都市開教のために隣県に乙という寺院を建立して、これについて宗教法人「乙寺院」の設立の認証申請をしようとしている場合を考えてみて

下さい。宗教法人の設立認証は簡単にはできません。認証手続きだけでも一年や二年はかかります。しかもその認証のための実質要件として、都道府県の所轄庁は、当該認証申請の寺院（ここでは乙寺院）が三年乃至四年の宗教活動に関する実績があることを要求しています。この要件に應ずるためには、乙寺院はどうしてもその間、布教所等（しかも設立認証の目的建物ですから寺院としての施設規模が必要です）を建立して宗教活動をしなければなりません。そうしますとこの場合には、設立認証に直接関係のない甲寺院が、本条第二項一号に該当することになり、少なくとも乙寺院が宗教法人「乙寺院」の設立認証に受けるまでは、甲寺院は文部大臣所轄になるはずですし、また乙寺院について宗教法人の認証がおりますと、甲寺院は再びもとの単位法人として、従来の当該都道府県の所轄に戻ることになります。これも一般寺院としては、その宗教活動に大きく影響する問題です。このような場合には、所轄庁のほうで便法を考慮して欲しいものです。

二項の二号はここでは問題にすることもありませんので省略します。また三号は従来の包括宗教法人に該当するものです。

二 財産目録等の作成と閲覧

1 改正第二十五条「宗教法人は、その設立（合併に因る設立を含む。）の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

② 宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一 規則及び認証書

二 役員名簿

三 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表

四 境内建物(財産目録に記載されているものを除く)に関連する書類

五 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

六 第六条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類

③ 宗教学法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教学法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

④ 宗教学法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教学法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

⑤ 所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教学法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

2 解説 第二十五条で改正されたことは、二点あります。

① 収支計算書の作成について

第一は、収支計算書についてその作成及び備付けが義務づけられたことです。すなわち第一項でその作成が義務づけられ、第二項でそれらの書類を宗教学法人の事務所に備付けることを規定しています。さらに第四項では、事務所に備付けられる書類(ただし、第二項五号(責任役員等機関の議事録等)は除外)の写しを所轄庁に提出しなけ

ればなりません。現行法ではこれまで、財産目録だけについて、宗教法人設立の時、及び毎会計年度終了後三月以内に作成しなければならぬと規定されてきましたが、今回の改定により、財産目録の外に収支計算書の作成及び備付けが義務づけられることになりました。

これは寺院も宗教法人という法律上の組織である以上、法人の会計処理としては当然のことであるとして改正条文に盛り込まれることになったものです。宗教法人審議会の「報告」は、この問題に関して、「法律が関与する法人の財務会計等の管理運営の側面については、より民主的運営や透明度を高めるべきであるという社会一般の論理を取り入れるべき」であること、またそうすることによって「宗教法人の自治能力の向上が図られ、ひいては宗教活動に関する自治が一層守られることになると考えられる」と述べています。もともと現行法にもとづいても、任意的にしろ多くの宗教法人がこれを作成するように規定していますから、その限りでは変更といえないかもしれませんが、しかしながら、宗教法人の現状を省みるとき、収支計算書の作成の義務は小規模寺院に今まで以上の負担を掛けることになることには間違いありません。小規模寺院も宗教法人という法律的な組織である以上、収支計算書を作成するのは当然のことであって、これに異を唱えるつもりはありませんが、ただこれを後述の帳簿閲覧請求権との関係を前提にしますと、別の問題がでてきます。

さらに、改正法は、前記のような小規模宗教法人を念頭に入れてか、附則第二三項で次のような経過規定を設けています。

「二三 当分の間、宗教法人は、第六条第二項の規定による公益事業以外の事業を行わない場合であつて、その一会計年度の収入の額が寡少である額として文部大臣が定める額の範囲内にあるときは、第二五条第一項の規定にかかわらず、当該年度に係る収支計算書を作成しないことができる。」というのです。そしてこの「寡少である額」

の範囲は、平成八年四月二六日の宗教法人審議会の答申を受けて、「八千万円」と決定されました。ですから、ある宗教法人の年間収入が八千万円以下であれば、収支計算書を作成しなくてもよいこととなります。そして「収支計算書を作成している場合に限り、これを宗教法人の事務所に備えなければならない」（附則二五項）こととなりますから、収支計算書を作成していない場合には、当然にこれを事務所に備付けることはできません。このように、この附則により、小規模宗教法人は収支計算書の作成を免除されることとなります。ただ注意しておかなければならないことは、附則による場合の要件としては、ほかに「第六条第二項の規定による公益以外の事業を行わない場合」という要件が必要です。したがって、公益事業以外の事業すなわち収益事業を行っていないことがもう一つの要件になります。ですから今後は簡単に駐車場を収益事業として行うことができなくなります。この点は十分に注意して下さい。

さらに大きな問題が残されています。それは税法との関係です。平成八年四月一日施行の「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令」第三九条の三六によりますと、収支計算書の提出を要しない公益法人の範囲については「五千万円以下の法人」となっています。そうしますと文部大臣の決定によれば「八千万円以下」であり、税法上は「五千万円以下」ということになり、大きな食い違いを見せています。今後この点についても、文部省と大蔵省との間でどちらに決定して貰わなければなりません。

② 閲覧請求権について

第二の改正点は、財産目録及び収支計算書等の閲覧に関する問題です。

本条第三項は、事務所に備付けられる第二項規定の書類について、一定の要件のもとで、「信者その他の利害関係人」に対してその閲覧請求権を認めたことです。これは他の公益法人にはない宗教法人の特別の規定です。

まず条文は、前に説明しました事務所の備付け書類については、当該寺院の「信者その他の利害関係人として」、「閲覧することについて正当な利益があり」、また「その閲覧が不当な目的によるものでないと認められるもの」からの請求である場合には、これらの帳簿等の書類の閲覧を認めなければならぬとしています。しかしながら、「正当な利益」の存在や「不当な目的によるものでない」というのは、誰が認定するのでしょうか。もし代表役員や責任役員がこれを行うというのであれば、結局は当該閲覧をめぐって、閲覧請求権行使の訴訟が提起されることになるでしょう。結果としては、宗教法人について、寺檀紛争をおおることになりはしないかと危惧するものです。

また「信者」や「利害関係人」の範囲についても不明確です。文化庁宗務課の作成したQ&Aによりますと、信者になるかどうかは、第一義的には「宗教法人が判断することだ」と説明していますだけに、これから行われるであろう各宗派の「信者の範囲の定義」が待たれるところです。さらに「利害関係人」については、「債権者や保証人など、法人の取引等の契約関係にある者」「法人の行為により損害を被った者」あるいは「包括・被包括関係にある宗教法人」が例示されています。

ただこの閲覧請求権について、小規模宗教法人は、前記の通り、附則第二三項に該当する限り、収支計算書作成及び備付けの業務が当分の間免除されますから、閲覧請求権を封じるためには、収支計算書の作成・備付けをしなければよいということになります。つまり一定額以下の収入しかない宗教法人にあって、かつ収益事業を行っておられない宗教法人は、附則第二三項を最大限に生かして、収支計算書を作成していなければ、閲覧請求にも応ずる理由がなくなりません。そうすると一方では、宗教法人の管理運営の民主化のために収支計算書を作成すべきところ、帳簿閲覧請求権の行使をさせないために収支計算書の作成をしないほうがよい、というようなく矛盾した結論を出さなければならないこととなります。宗教法人の管理者としては困ってしまうことでしょう。

三 報告徴収と質問権について

(本条は、新規に制定された規定であり、条文の全文が改正部分に当たる。)

1 改正第七十八条の二「所轄庁は、宗教法人について次の各号に一に該当する疑いがあるときは、この法律を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に關し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させることができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責務役員その他の関係者の同意を得なければならない。

一 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があること。

二 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていること。

三 当該宗教法人について第八十一条第一項第一号から第四号までの一に該当する事由があること。

② 前項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。

③ 前項の場合においては、文部大臣は、報告を求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かなければならない。

④ 所轄庁は、第一項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人の宗教上の特性及

び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

⑤ 第一項の規定により質問する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。

⑥ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」

2 解説 第一に、この前段の改正の要点は、二つの内容すなわち報告徴収と質問権です。わかり易くいいますと、

本条第一項各号の要件が生じたときに、所轄庁が宗教法人に対して、「当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項」について、報告を求めたり、質問を行ったり、または質問のためにその宗教法人の施設に立ち入りたりすることについて規定しています。この規定は、一般的にいえば、伝統仏教教団（その末寺を含めて）には、あまり適用されることはないと思いますので、重要な部分だけ説明しておきましょう。

① 報告や質問をすることができる場合

この規定によりますと、所轄庁が当該宗教法人に対して報告を求めたり、質問をすることができる場合とは、次のような場合をいいます。

(一号) 当該宗教法人が行っている公益事業以外の事業・多くは収益事業など・について、宗教法人法第六条第二項に違反する場合です。そして法六条二項は、宗教法人は、「その目的に反しない限り」そのような収益事業などを行うことができる」と規定されていますから、結局宗教法人の目的に反するような事業などを行っているようなとき、あるいはまたその事業から生じた収益を宗教法人が関係する宗教団体またはその宗教法人が援助する公益事業に使用していない場合に報告等を求めることができます。多分最近の靈感商法などを行っている宗教法人

がこの対象がこの対象になりましょう。

(二号) 所轄庁が設立の認証(第一四条)や合併の認証(三九条)をした後になって、設立や合併の要件を欠いていることが明らかになったとき。

(三号) 所轄庁が宗教法人に対して解散を命ずることできる場合として、法八一条一項が規定している一号から四号までのケースに該当するとき。

以上のようなときには、所轄庁は、当該宗教法人に対して報告を求め、あるいはその代表役員や責任役員らに対して質問をすることができます。

② 宗教法人審議会への諮問

しかしこのような権限を行使するためには、事前に所轄庁は、報告を求めまたは質問をする事項及びその理由を示して、宗教法人審議会に諮問し、その意見を聞かなければなりません。また所轄庁の職員が当該宗教法人の施設に立ち入るためには、さらに当該宗教法人の「代表役員、責任役員その他の関係者」の「同意」を得なければなりません。多分このような事態は、はじめに宗教活動を行っている伝統的仏教教団の関係宗教法人については、生じ得ないと考えますので、詳細は省略させて貰います。